

神奈川県指定特定非営利活動法人審査会の役割について

○ 審査会の役割

1 設置の目的（附属機関の設置に関する条例）

地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例（以下、「条例」という。）の定めるところにより、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。

2 審議内容

(1) 基準の適合性の判断

- ・ 県の指定基準（「条例、規則及び審査基準等」のことをいう。以下同じ。）に基づき、個別に適合についての判断を行う。
- ・ 指定基準の具体的な運用、解釈については、個別事案ごとに合議により決定することとする。また、その結果を蓄積していくことで、今後の審査における基準とする。

(2) 条例第20条第2項(任意的取消事由)による、指定の取消しに関する判断

(3) 指定基準に対する意見の建議

3 審議回数

- ・ 原則、審議対象案件ごとに2回とする。
- ・ 審議が終わらない案件については、次回審査会において、継続して審議を行う。

指定NPO法人になるための審査基準

1 指定NPO法人になるための要件

- ①県内で活動する特定非営利活動法人であること
- ②事業活動の内容について、次の要件に該当していること **公益要件 I**
 - i) 不特定かつ多数の県民の利益に資するもの
 - ii) 特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するもの
- ③特定非営利活動の実績について、次の要件に該当していること **公益要件 II**
 - i) 定款に記載された目的に適った特定非営利活動に係る事業の実績があると同時に、その継続が見込まれること
 - ii) 法人以外の者から支持されている実績があること
- ④運営組織及び経理が適切であること **運営要件**
 - i) 役員に占める役員の親族等の割合が3分の1以下であること。
 - ii) 役員に占める特定の法人の役員又は使用人等の割合が3分の1以下であること
 - iii) 各社員の表決権が平等であること
 - iv) 会計において、公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること
 - v) 不適正な経理を行っていないこと
- ⑤事業活動の内容が適正であること。 **運営要件**
 - i) 宗教活動、政治活動等を行っていないこと
 - ii) 役員、社員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと
また、営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと
- ⑥情報公開を適切に行っていること **運営要件**
 - i) 事業報告書等について、閲覧の請求があった場合に事務所において閲覧させること
 - ii) 事業報告書等について、インターネットにより公表すること
- ⑦事業報告書等を期限内に所轄庁へ提出していること **運営要件**
- ⑧法令等違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと **運営要件**
- ⑨設立の日から1年を超える期間が経過し、少なくとも2つの事業年度を終えていること
- ⑩欠格事由に該当しないこと

2 公益要件について（公益要件Ⅰ、公益要件Ⅱ）

指定NPO法人制度では、

- ・ 事業活動の内容（公益要件Ⅰ）、
- ・ 特定非営利活動の実績（公益要件Ⅱ）

の二つの点から、公益性を判断します。

（1）事業活動の内容（i、iiの両方に該当すること）

公益要件Ⅰ

i）不特定かつ多数の県民の利益に資するもの

【判断基準】（a、bの両方に該当すること）

- a 特定非営利活動に係る事業の支出規模が、原則、
総支出額の2分の1以上であること
- b 利益を受ける県民が存在すること
(ただし、当該法人の活動が他の県民等に著しい不利益を
もたらすおそれのある活動でないこと。)

ii）特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するもの

【判断基準】

(a又はbに該当すること。又は、aに該当する事業費とbに該当する
事業費の合計額が総事業支出額の2分の1以上であること。)

- a 法人の活動が行政の計画、施策の方向性に沿うものであること。
(法人の特定非営利活動に係る事業の内容が、行政の計画、施策
の効果を高める、あるいは不足を補うものであるなど、相互の
間で地域課題の解決に関する一定の方向性の一致があるこ
と。)
- b 法人の活動が地域の住民等の要望に対応するものであること。
(法人の活動が、法人の活動地域の住民等が求めている課題の解
決に寄与するものであること。法人の活動地域を含む行政の長
等へ提出された、100人以上の活動地域の住民等からの要望書
などにより確認。)

(2) 特定非営利活動の実績 (i、iiの両方に該当すること)

公益要件Ⅱ

i) 定款に記載された目的に適った特定非営利活動に係る事業の実績があると同時に、その継続が見込まれること

【判断基準】 (a、bの両方に該当すること)

- a 県内の活動地域において、定款に記載された目的に適った特定非営利活動に係る事業の活動をしていること
- b 継続的な事業の実施が見込まれること
(事業の計画、収支(寄附金を含む。)の計画、人員体制の計画を記載した事業計画(5年間)などにより確認)

ii) 法人以外の者から支持されている実績があること

【判断基準】 (a～eのいずれかに該当すること)

- a 行政等から支持を受けている実績
(行政等との協働、行政等からの助成、表彰など)
- b 企業又は団体等から支持を受けている実績
(企業等との協働、企業等からの助成、表彰など)
- c 地域の住民等から支持を受けている実績
(法人の活動地域の住民等100人以上からの署名、100人以上の住民で構成される自治会からの推薦、無償ボランティアの実績、寄附の実績など)
- d 申出のあった法人が中間支援組織の場合、申出法人が支援している団体から支持を受けている実績 (中間支援組織から支援を受けている30団体以上からの推薦など)
- e その他
(a～d以外のもので、支持を受けている実績として法人が説明するもの)